

特別商務条件書

(契約の目的)

第 1 条 甲及び乙は、国プロ案件が税金等を原資とする国庫金からの資金が投入される案件であり、当該資金の使用金額、用途等の透明性を確保し、もって甲乙間に公正な取引関係を続けることを目的として、国プロ案件にこの特別商務条件書(以下「本条件書」という。)を適用する。

(定義)

第 2 条 本条件書において「国プロ案件」とは、国、地方自治体、独立行政法人その他これに類する機関(以下「政府機関等」という。)からの委託事業又は当該機関からの補助金等の交付の対象となる事業の総称をいう。

(適用範囲)

第 3 条 本条件書は、本条件書が添付されている注文書に適用される基本契約書(以下「基本契約書」という。)の定めに従った、当該注文書による甲の申込み及びこれに対する乙の承諾により締結された個別契約に適用される。

2. 甲及び乙は、本条件書が基本契約書第2条第1項に定める個別契約の一部であることを確認する。

(納期の遵守)

第 4 条 乙は、納期(基本契約書第9条に定める納期をいう。以下同じ。)に遅延するおそれがあると甲が認めたときは、納期を守るために適切な措置をとるものとする。この措置のために費やした費用は、乙の負担とする。

2. 前項の規定は、基本契約書第 11 条第1項及び同条第2項とともに適用される。

3. 乙が乙の責に帰すべき事由により、納期に遅延した場合は、甲は、乙に対し、損害賠償金として遅延1日につき契約金額の1,000分の1に相当する金額の支払を請求することができる。ただし、当該損害賠償金は、累計して個別契約の契約金額の10分の1を超えないものとし、円未満の端数があるときは切り捨てとする。

4. 乙は、甲に対して、個別契約締結日の1か月後から、2か月ごとに、契約内容の履行状況を報告する。甲が定める報告様式等がある場合は、乙はこれに従う。

(契約仕様の変更)

第 5 条 甲は、甲の必要に応じて、個別契約締結時の仕様及びその他の契約内容を変更できる。この場合、甲は、乙に変更仕様書を送付する。

2. 乙は、甲から甲の変更仕様書を受領してから2週間以内(甲が乙からの期間の延長の申入れを書面により承諾した場合は、当該延長後の期間とする。以下同じ。)に、当該変更に伴い個別契約の契約金額等の変更が必要な場合、「計画変更承認申請書」(様式4)にて甲の担当者(甲が第 12 条第1項に従い通知する担当者をいう。以下同じ。)へ通知する。ただし、当該期間内に、乙から甲の担当者へ計画変更承認申請書の提出がなされない場合は、乙が前項の甲の変更の申込みを承諾したものとみなす。

3. 乙から計画変更承認申請書が提出された場合、甲は、当該乙からの変更の申出に対する諾否の決定を、当該申請書の提出日から2週間以内(甲が2週間以内に諾否の決定を行えない場合は、期間の延長を乙に通知した期間)に行う。なお、当該乙からの変更の申出を甲が受諾できない場合、甲及び乙は、協議により2社間の合意形成を図る。

4. 乙は、個別契約の内容の変更を希望する場合、計画変更承認申請書により甲に当該変更申込みをし、甲の承諾を得る。なお、当該申請書に必要に応じて別紙を添付して申し込みすることができる。

(甲による乙の提出図書への承認)

第 6 条 甲及び乙は、個別契約に従い乙から提出される図書に対する甲の承認行為によって、契約仕様の変更がなされるものではないことに合意する。

2. 乙は、図書を提出する際には、提出図書送達票(様式6)とともに、甲の担当者に提出する。この場合、提出図書送達票(様式6)は、PDF ファイルにて電子メールで甲の担当者に送信する。

3. 乙は、立会検査申請書(様式7)を甲による立会検査の実施日の2週間前までにEXCEL ファイルにて甲の担当者に電子メールで送信し、検査成績書を甲による立会又は記録確認の実施日の2日前までに甲の担当者に提出する。

4. 乙が SP-Net システムに登録している場合、乙は、提出図書送達票及び立会検査申請書を提出するときは、電子メール送信に代えて SP-Net システムへの登録により甲に提出しなければならない。

5. 提出図書送達票及び立会検査申請書の提出要否は、甲が発行する「購入手配仕様書」の記載による。

(契約の解除及び停止)

- 第 7 条 甲は、甲の必要に応じて、調達品の納入に係る作業の全部又は一部を中断させること(以下「停止」という。)ができる。ただし、停止の期間は、個別契約の契約期間を超えない。
2. 甲は、乙において、停止のために特に発生した費用の実費相当額を支払う。ただし、いかなる場合でも、甲が負う最大の費用負担は個別契約に定める契約金額を超えない。
 3. 乙は、前項の規定に従い実費を甲に請求する場合、当該実費の額を証明できる証憑を甲に提出するものとし、支払い時期は甲乙協議して決定する。
 4. 乙は、甲の書面での合意がない限り、いかなる場合においても、甲乙間の基本契約書又は個別契約の一部又は全部の解除、停止等の措置を講ずることができない。

(契約履行上の指針)

- 第 8 条 乙は、甲乙間の個別契約の内容が政府機関等の補助事業又は委託事業の一部であることを認識のうえ、乙の契約上の義務を履行するものとし、当該個別契約の履行に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)」、「研究活動の不正行為への対応に関する指針(経済産業省策定)」、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針(経済産業省策定)」、「法令及び指針等が制定(類似法令及び指針等の制定を含む。)、改廃された場合は、適用される制定、改廃後の法令及び指針等とする。」及びその他関連する諸法令、国際社会の基本原則(児童就労の禁止、強制労働の禁止等)、規格及び規準並びに当該政府機関等が制定する関連する規則、指針、規格、基準等を遵守しなければならない。
2. 乙は、甲が政府機関等及び政府機関等から国プロ案件の発注を受け甲に委託をした委託者(以下、総称して「委託者等」という。)より情報提供、調査協力その他の要求を受けた場合、必要な情報(秘密情報を含む。)の委託者等への開示を許諾し、甲に協力しなければならない。正当な事由がある場合を除き、これを拒否できない
 3. 乙は、個別契約に基づく債務を履行するため、基本契約書第 57 条第 1 項ただし書きの甲の事前の書面による承諾を得たうえで第三者との間で売買、請負、委任その他の契約をする場合又は第三者と共同で実施しようとする場合(以下、当該第三者と乙との間の当該契約(複数契約の場合を含む。))を総称して「再委託契約」という。)は、次の各号に掲げる内容を実施しなければならない。
 - (1) 再委託契約(100 万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の取引に限る。)の相手方の事業者名、乙との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制図(様式 8)を甲に提出する。
 - (2) 再委託契約の相手方に対し、国プロ案件の適正な遂行のため必要な情報(秘密情報を含む。)を甲及び委託者等へ開示することの許諾を求め、必要な調査への協力を求めるための措置をとる。
 - (3) 政府機関等から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を再委託契約の相手方としてはならない。ただし、国プロ案件の運営上、当該事業者でなければ国プロ案件の遂行が困難又は不適当である場合は、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、再委託契約の相手方とすることができる。
 - (4) 乙が前号の規定に違反して政府機関等からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を再委託契約の相手方とした場合、甲は、乙に必要な措置(当該再委託契約の解除を含む。)を求めることができるものとし、乙は甲から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。なお、甲が求めた措置を乙が行ったことで乙が損害(再委託契約の相手方に対して乙が損害賠償責任を負う場合の当該損害の負担を含む。)を被ったとしても、乙は当該損害について、甲に対して損害賠償請求権を有しない。
 4. 前項第 1 号から第 4 号の規定は、再委託契約が数次にわたっても同様に取り扱うものとし、乙は必要な書類の提出及び措置を講じなければならない。

(甲による乙の調査等)

- 第 9 条 乙は、個別契約の履行に関連する、図書、帳簿等(以下「指定帳簿等」という。)を適正に作成し、保存する義務を負う。
2. 乙は、甲から指定帳簿等の内容の照会、調査又はその写しの提出を求められた場合は、遅滞なく回答し、又は写しを提出しなければならない。
 3. 乙は、指定帳簿等を個別契約の終了日直後の 4 月 1 日から 5 年間保存しなければならない。
 4. 指定帳簿等には、個別契約に係る仕様書、図書、注文書、検収書、従事者の出勤簿その他の従事に係る証憑を含むがこれに限られない。

(契約金額)

第10条 乙は、甲と契約金額を合意するに当たり、甲から必要な文書すべてを入手し、それらを全て理解した上で、合意していることを保証する。

2. 甲との契約金額は、第5条第2項及び第3項による変更がない限り、変更することはできない。

(品質保証期間)

第11条 基本契約書第22条第2項の品質保証期間は、個別契約の目的物の甲による検査合格時又は特別採用の通知時から24か月間とする。

(甲乙間の通知責任者)

第12条 甲及び乙は、個別契約締結後、自己の担当者を速やかに相手方に通知する。変更がある場合も同様とする。

2. 契約変更等の個別契約締結後における甲乙間の通知の授受は、前項の担当者間にて行われるものとし、当該担当者等以外の者との間で行われた通知の授受は無効とする。

3. 乙は、甲の担当者以外の者から個別契約に定めのない作業を依頼された場合、必ず甲の担当者から承諾を得る。

(甲乙間契約による成果物の取扱い)

第13条 乙による個別契約の履行過程及びその結果において得られた特許権等(基本契約書第45条第1項に定める特許権等をいう。)を含む一切の成果は、基本契約第45条第1項から第3項にかかわらず、個別契約の目的物の検査合格時又は特別採用の通知時に、乙から甲に移転する。

2. 乙は、個別契約の履行により発生した発明等(基本契約書第45条第1項に定める発明等をいう。)の出願並びに著作権の登録をしてはならない。

(支払条件)

第14条 甲は、乙による「作業完了証明申請書(様式5)」又は「納品書(様式5-1)」によって調達品の引渡しを確認した後、検査合格又は特別採用の通知を行った日が属する月の翌月末までに乙に買掛金を支払う。

(契約の公表)

第15条 甲は、必要に応じて、基本契約第37条及び第38条にかかわらず、当該注文書に係る甲乙間の契約の名称、契約金額及び乙の氏名、住所等を公表できる。

(契約文書の優先順位)

第16条 個別契約に適用される契約文書は、次の各号に掲げる文書のうち、当該個別契約に係る注文書にて甲が指定した文書とし、当該指定された文書間で異なる定めがある場合、次の各号記載の順で優先する文書の定めが適用される。

(1)注文書

(2)附帯条件書

(3)発注に係る遵守事項(委託費)

(4)本特別商務条件書

(5)契約時仕様書

(6)建設工事請負基本約款契約書

(7)基本契約書

(8)議事録、前号及び本号に係る補足説明資料等、契約締結前後に甲乙間で合意された文書

以 上

添付書類

様式4 計画変更承認申請書

様式5 作業完了証明申請書

様式5-1 納品書

様式6 提出図書送達票

様式7 立会検査申請書

様式8 実施体制図